

別冊（参考資料）

- ・ 議題 1 p 1 ～ 1 5

水 産 第 1 0 3 7 号
令和5年(2023年) 6 月 9 日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県農林水産部水産課
課長 横尾 一成

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 58 号の遵守について（通知）

日頃から本県の水産業の振興に御協力いただきありがとうございます。

さて、御存知のこととは思いますが、佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 58 号（以下、「委員会指示」という。）では、ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の長さに制限がかかっており、「1 隻が使用する網漁具の総延長は 250 メートル以下とする」となっています。

昨年度のクラゲ漁業ではこの委員会指示に反し、250 メートルを超える網を使用している漁業者がいるとの情報がありました。

このような操業は、クラゲ資源への過度な漁獲圧になるだけでなく、船舶航行に支障をきたすおそれがありますので、委員会指示の趣旨を御理解の上、貴下組合員に対し、適切に指導いただきますようお願いいたします。

【担当】 佐賀県農林水産部水産課
漁業調整担当係

T E L : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 4 5

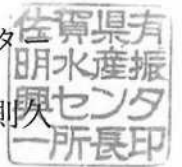
佐有水振第 1000 号

令和 5 年 8 月 4 日

水産課長 様

有明水産振興センタ

所長 中島 則人



委員会指示違反の報告書について（送付）

このことについて、書類一式にて違反事実を報告します。

水産第 2033 号
令和 5 年 8 月 7 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

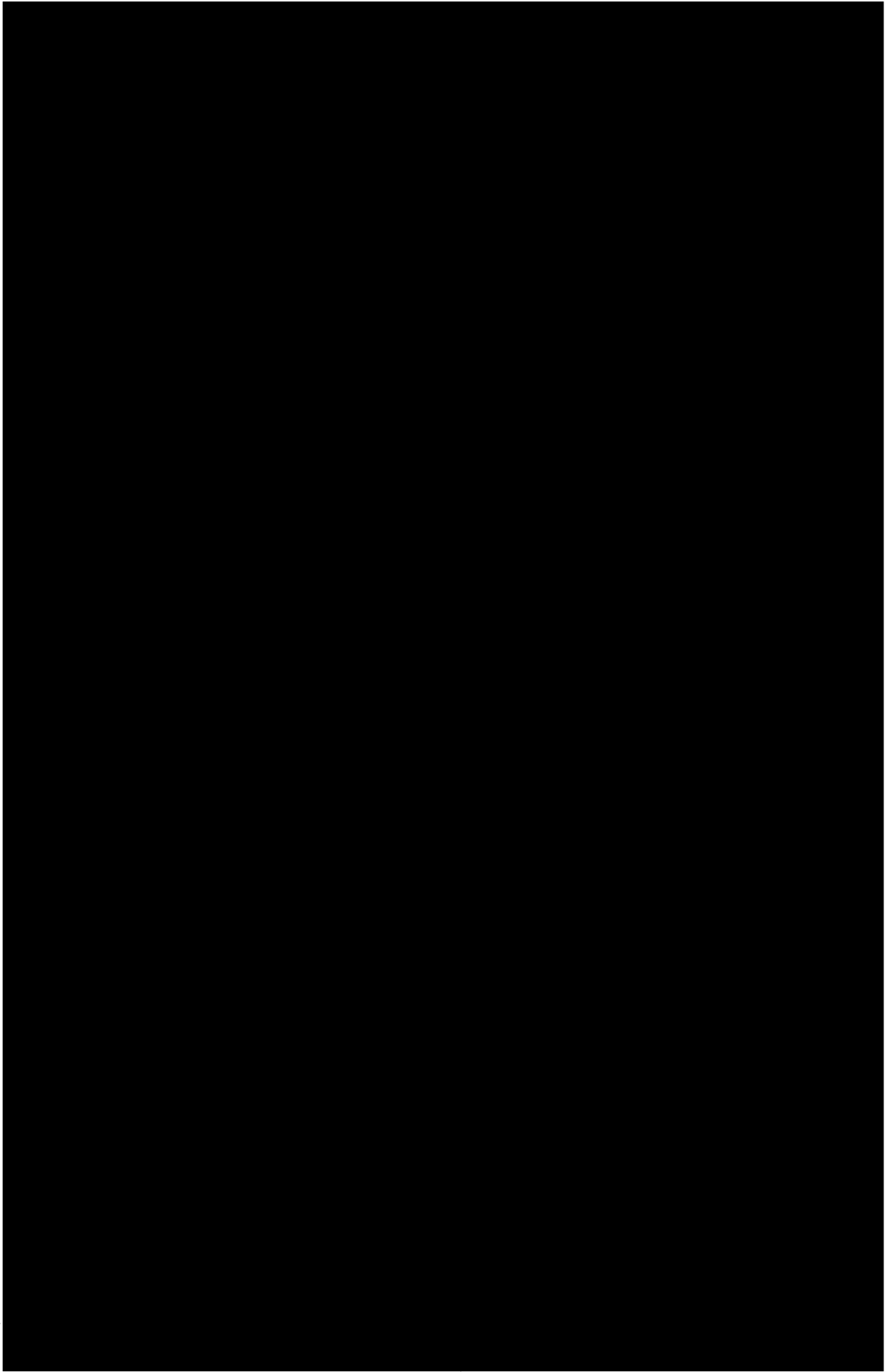
佐賀県知事 山口 祥義

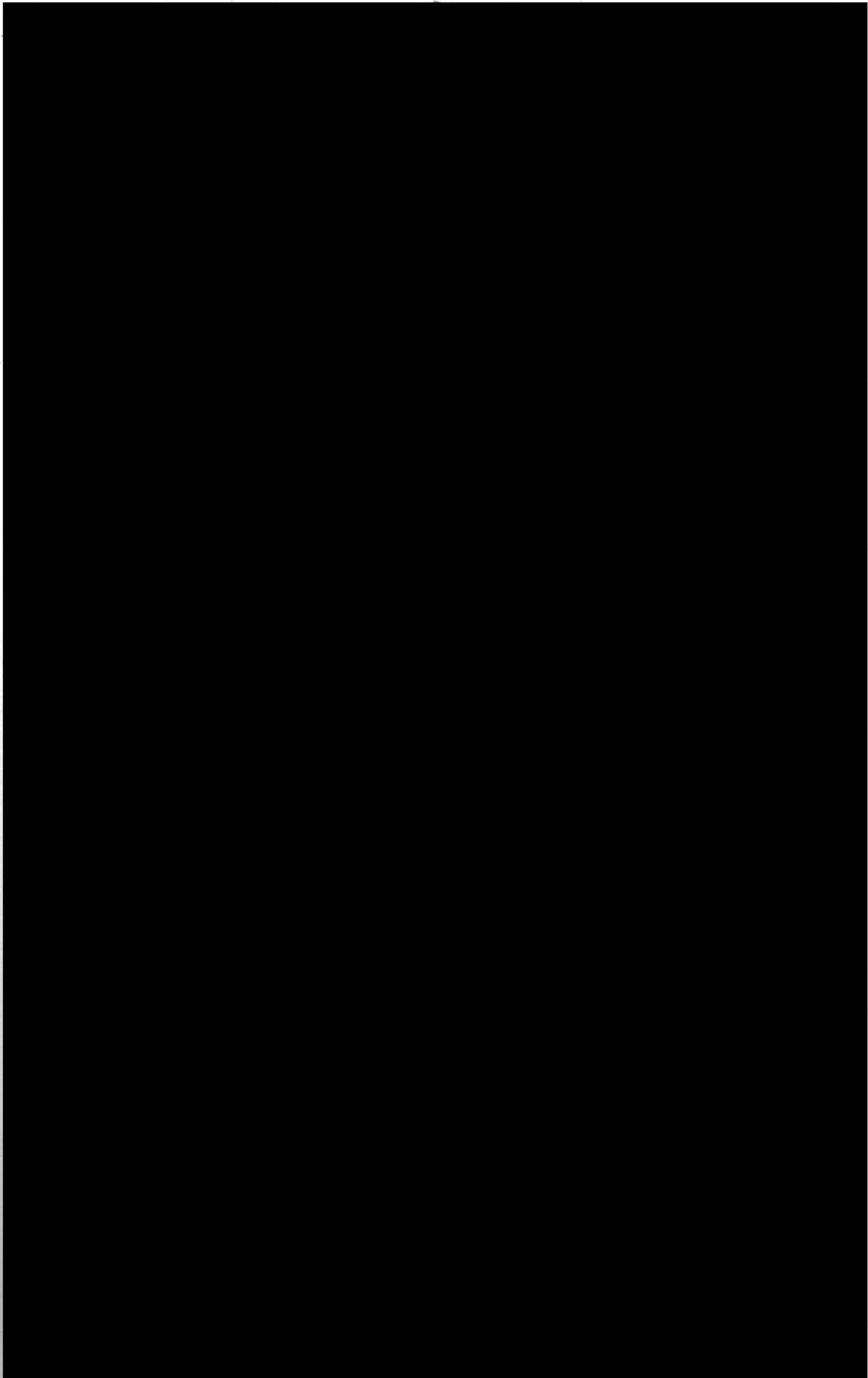


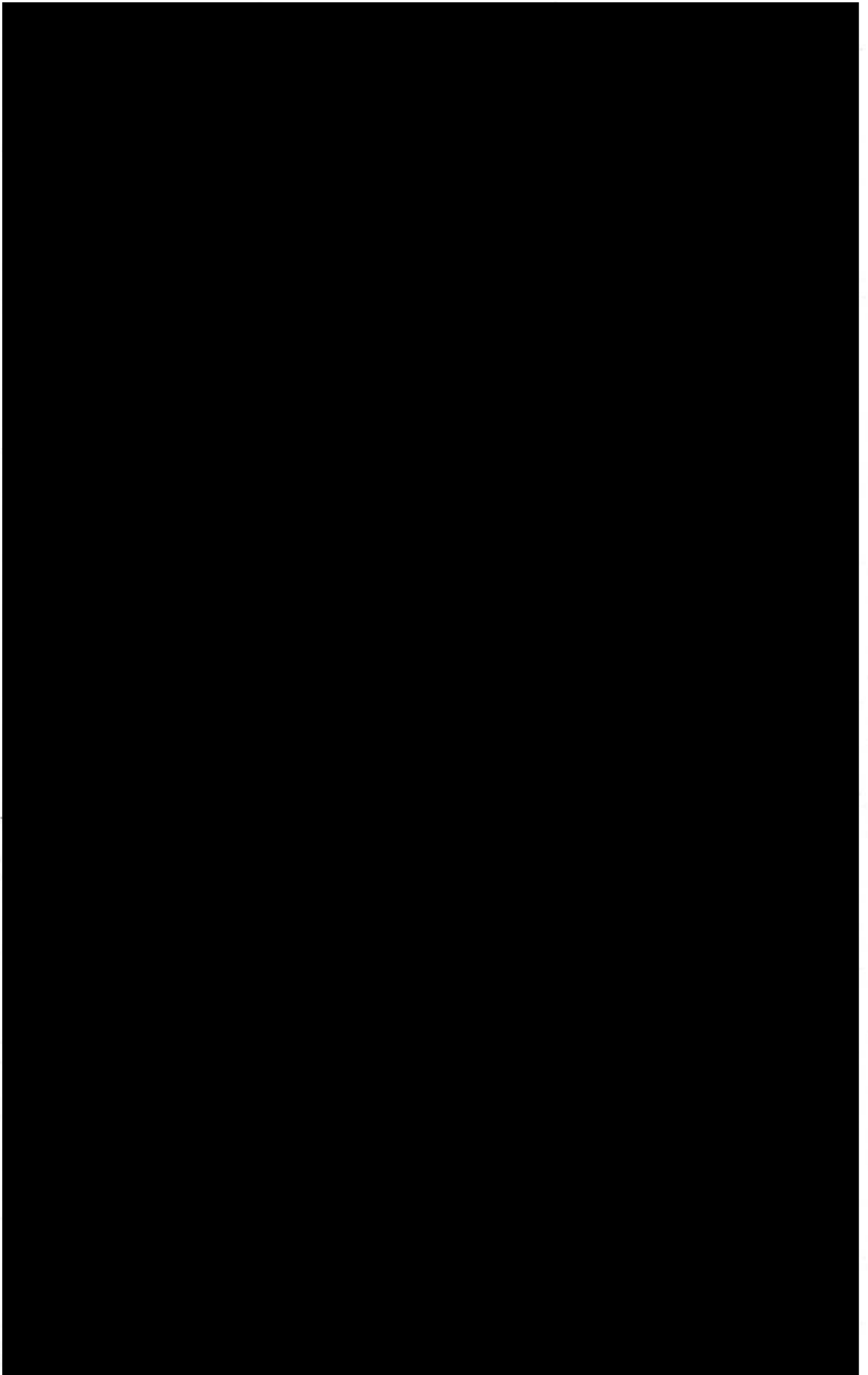
委員会指示違反について（報告）

このことについて、令和 5 年 8 月 4 日付け佐有水振第 1 0 0 0 号のとおり佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 5 8 号の違反が確認されたので報告します。

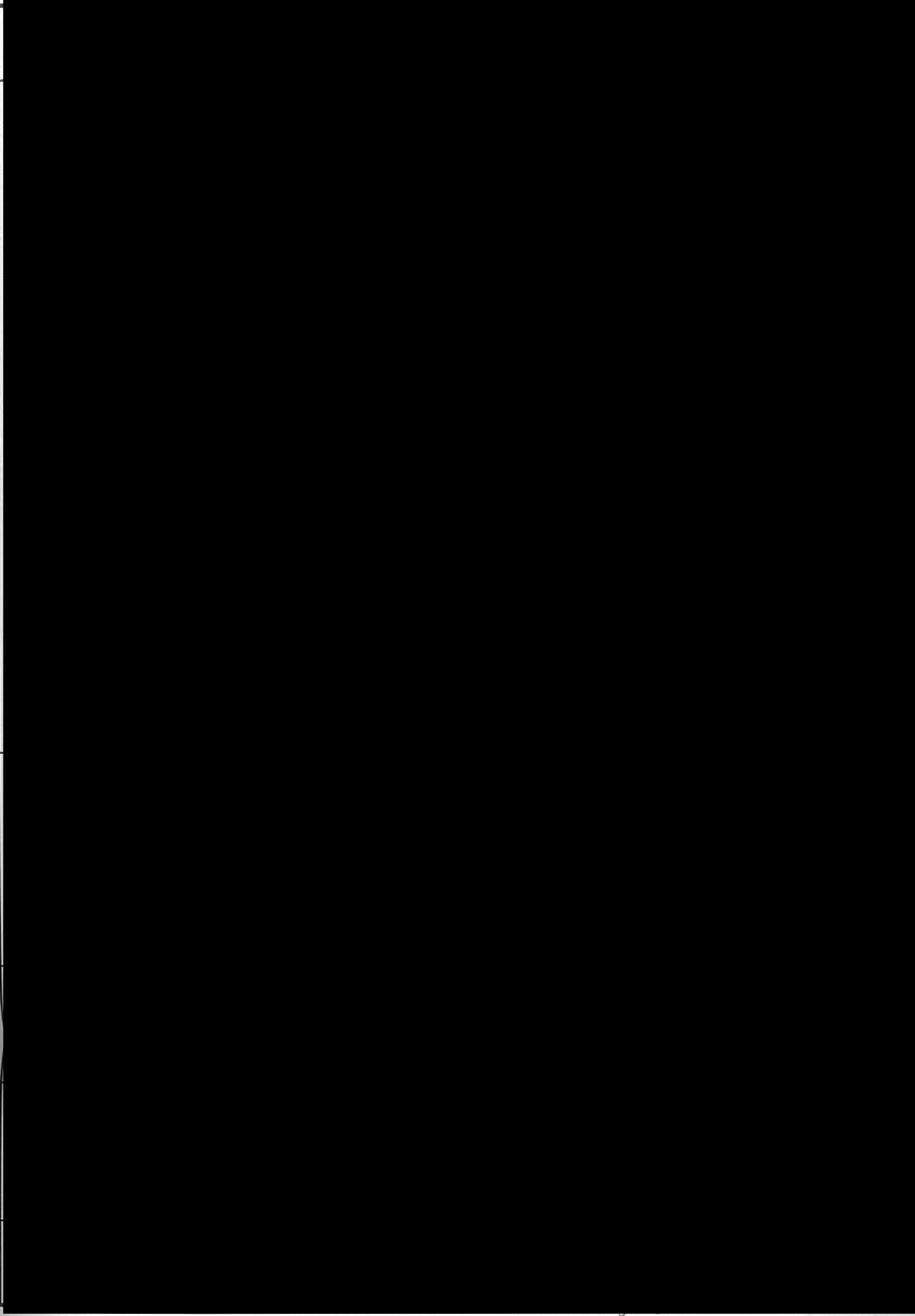
（担当：農林水産部水産課）

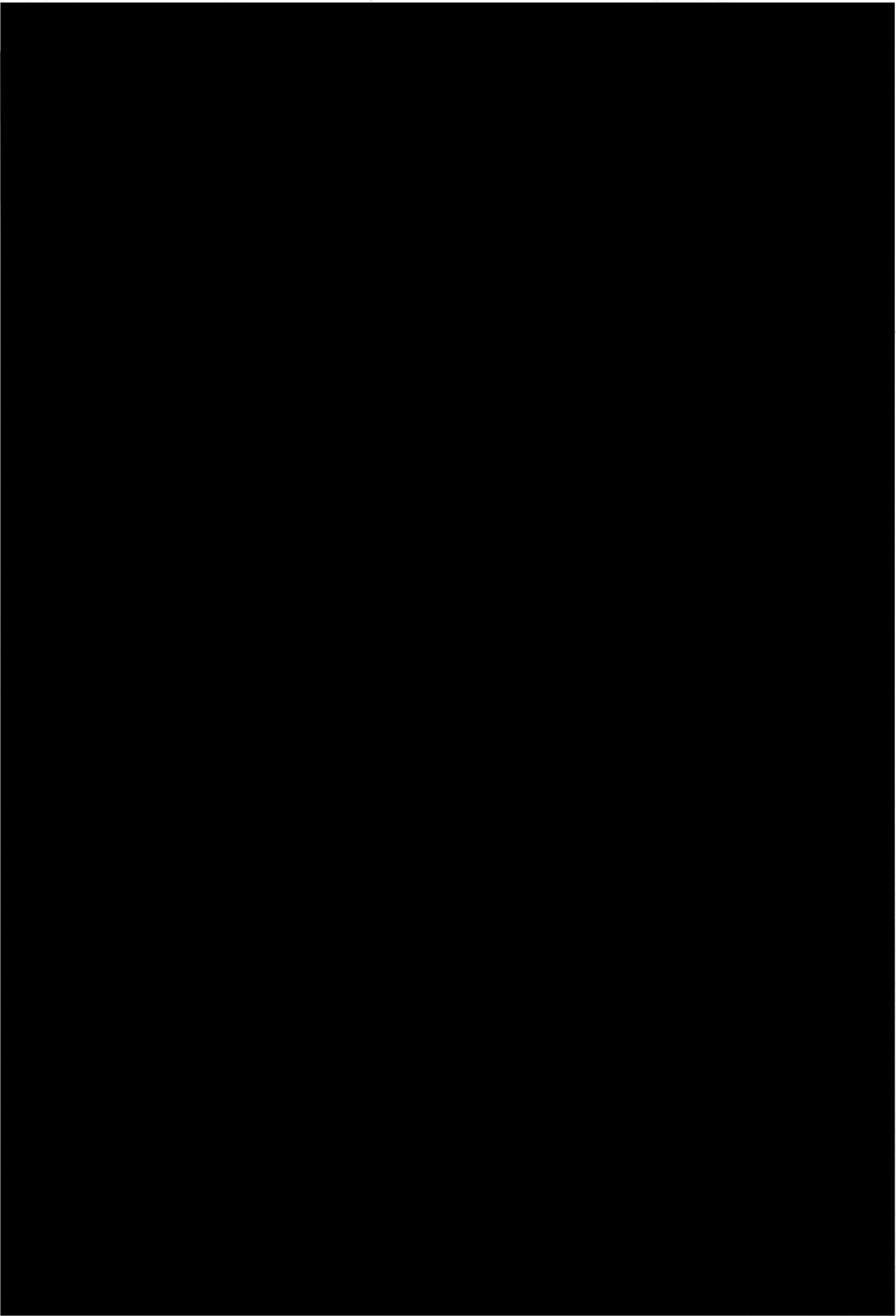












各 位

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 徳 永 重 昭

ビゼンクラゲ採捕に係る委員会指示について（通知）

有明海における漁業秩序の維持及び水産資源の保護に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、有明海ではビゼンクラゲ漁が盛んに行われており、夏場の貴重な資源となっております。

このような中、当委員会においては佐賀県有明海漁業協同組合からの資源保護等の要望を受けて、平成27年6月から別添内容の委員会指示を継続して発出しております。

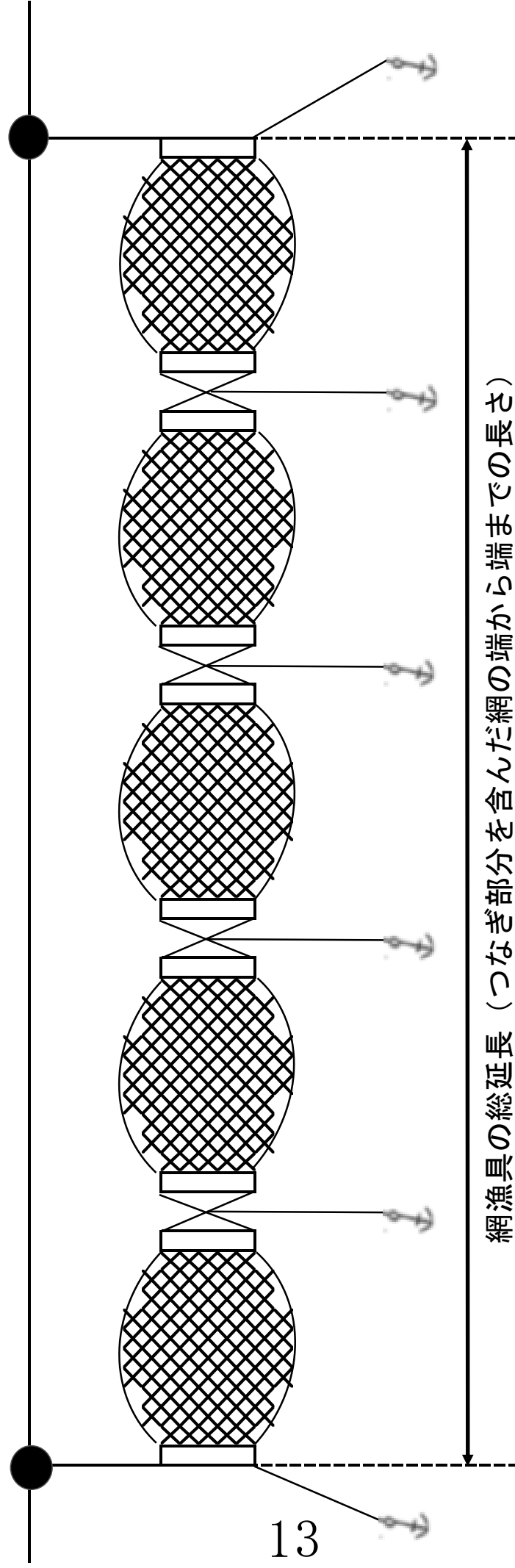
クラゲ漁は、主に固定式刺網を用いて行われていることから、網の長さの制限も設けておりますが、操業される方々の網の長さに関する認識に違いがみられるとの声が当委員会に寄せられています。

つきましては、クラゲ漁に用いられる固定式刺網の網漁具の総延長について、「つなぎ部分を含んだ網の端から端までの長さ（別添図参照）」と改めて定義いたしましたので、ご認識の上、操業いただきますようお願いいたします。

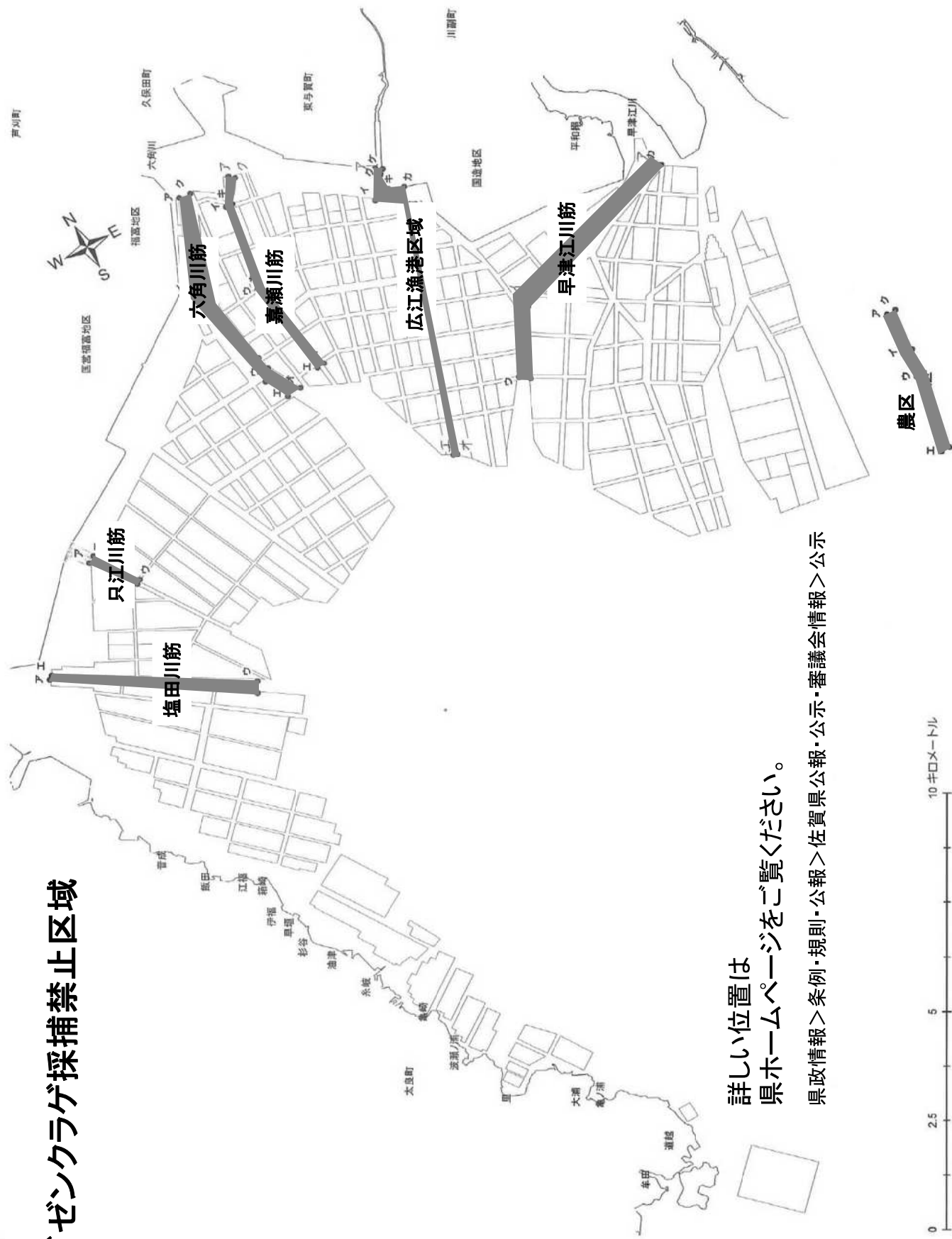
今後とも、有明海における漁業秩序及び水産資源の保護に御協力いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：佐賀県海区漁業調整委員会事務局
担 当： 
電 話：0952-25-7145

ビゼンクラゲ（アカクラゲ）採捕を目的とした固定式刺網の網の長さの定義



ビゼンクワゲ採捕禁止区域



詳しい位置は
県ホームページをご覧ください。

県政情報＞条例・規則・公報＞佐賀県公報・公示・審議会情報＞公示

ビゼンクラゲ採捕に係る委員会指示 (アカクラゲ)

佐賀県有明海区漁業調整委員会では、漁業法に基づく委員会指示を発出しました。
(指示期間：令和元年6月1日～令和2年5月31日)。

有明海でクラゲを捕る全ての漁業種類が対象です！

項 目	制 限 内 容
適用海域	・ 佐賀県有明海区（農区含む）
採捕禁止期間	・ 6月1日から6月30日まで ・ 11月1日から翌年5月31日まで
採捕禁止サイズ	・ 傘幅 40cm 未満
採捕禁止区域 (周 年)	・ 別紙のとおり

固定式刺網では、漁具の制限と共に、操業時の安全確保のため、ボンデンに設置する旗の高さ・色を許可方針で定めています。

使用してよい 漁 具	・ 網漁具の総延長※ <u>250m以下</u> ・ 網 丈 9 m以下 ・ 網の目合 20cm 以上 ・ 使用する漁具 1 統
ボンデンに 付ける旗	・ 旗は水面から 1 m 以上の高さ ・ 旗の色 上手側：赤、 下手側：黒 西 側：赤、 東 側：黒

※つなぎ部分を含んだ網の端から端までの長さ（別添図参照）

◎違反した場合は、罰則が適用されることがあります。

問合せ先 佐賀県海区漁業調整委員会事務局 電話：0952-25-7145